

物価対応料について

令和8年度診療報酬改定により、医療材料費や光熱水費などの物価高騰に対応するための「物価対応料」が新設されました。

当院では安心して受診していただける医療体制を維持するため、厚生労働省の基準に従い物価対応料を算定いたします。

患者さまのご負担は、保険診療の自己負担割合に応じた額となります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

2026年6月

医療法人 滴水会 吉野病院